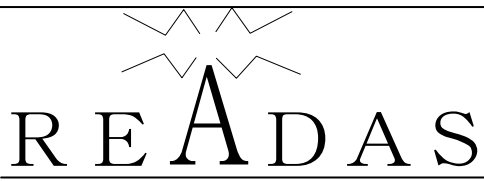


第 5869 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月 5日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 民泊と固定資産税

Q：自宅を民泊にしようかと思っていますが、この場合にも固定資産税の住宅用地特例の適用は受けられますか？

A：受けられません。

【解説】

今年の6月15日から民泊新法が施行され、住宅専用地域でも民泊の営業ができるようになります。

民泊新法では、民法の要件について、「既存の旅館、ホテルとは異なる住宅として扱えるような合理性のあるもの」との記載がされていることから、民泊に供する家屋についても住宅として捉えられ、固定資産税の住宅用地特例の適用があるのではと思われるかもしれませんが。

固定資産税の住宅用地特例とは、もっぱら人の居住の用に供する家屋又は一部を人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている一定の土地について、固定資産税の課税標準額を3分の1または6分の1にする特例をいいます。

人の居住の用に供するとは、特定の者が継続して居住の用に供することをいいます。

この特例は、居住用の家屋に係る敷地の税負担を軽減することを目的として創設されたものですので、実態判断により、人を宿泊させる民泊の用に供する家屋の敷地については、適用されないこととなるでしょう。

